

住宅用火災警報器は設置しましたか?

平成20年6月1日から、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

☎ 消防本部予防課 ☎996-0134

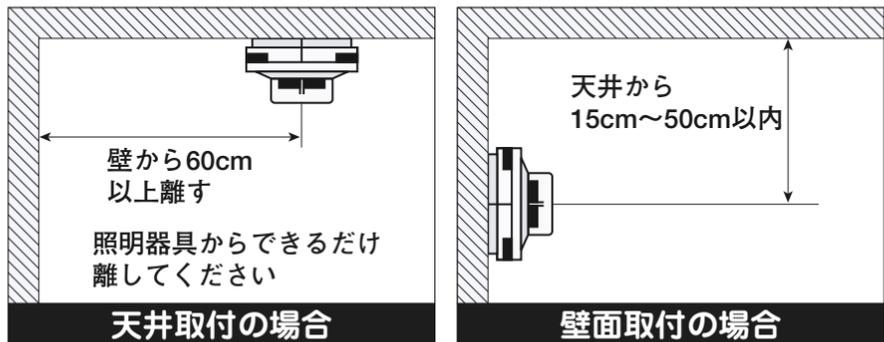
なぜ「住宅用火災警報器」が必要なのか?

- ・火災の発生に気づくのが遅れて、『逃げ遅れ』によって多くの方が亡くなっています。
 - ・火災の発生時間は、午後10時から翌朝の6時までの就寝時間帯に多く発生しています。
 - ・9割が住宅火災で亡くなっています。
 - ・6割が65歳以上の高齢者です。
- このため、火災による犠牲者を減らすため、火災の発生をいち早く知らせる「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。

住宅用火災警報器の種類は?

煙式…煙が住宅用火災警報器に入ると音や音声で知らせます。
熱式…住宅用火災警報器の周囲温度が一定の温度に達すると音や音声で知らせます。
 ※一般家庭に取り付けるのは、いち早く火災の発生をお知らせする煙式が好ましいです。

〈取り付け位置〉



〈取り付け場所〉



八潮市自治基本条例解説

7月1日から施行される自治基本条例を詳しく解説します。

☎ 市民協働推進課 ☎497

前文について

前文とは、その法令の由来、趣旨、基本原理、制定者の決意を述べるものです。

八潮市自治基本条例は、八潮市が自治（※1）を推進するための基本理念（※2）、市民の権利や市民、市議会、行政の責務、さらには行政運営の基本原則などを定め、本市における自治の最高規範として位置付けられます。そのため、その趣旨を明確にするために前文を設けています。

条例の前文には、市民の方々が八潮に愛着と誇りを持ち、本市のまちづくりを進めていくためには、本市のまちづくりに関する歴史を知ることが必要と考え、歴史の一端を盛り込みました。そして、八潮が先人たちの苦勞の上に発展してきたことを忘れることなく、先人たちがまちづくりに懸けた思いを引き継ぎ、未来につなげていくため、市民、議会および行政が一緒にまちづくりを推進していこうという決意を表明しています。

前文に盛り込まれている内容は次のとおりです。

● 八潮市の歴史・変遷、特徴

江戸時代の市域は20か村に分かれていましたが、明治の大合併により八潮市が誕生し、この3村が昭和31年9月28日に合併して「八潮市」となりました。その後、昭和39年には「八潮町」に、昭和47年1月15日に「八潮市」になりました。

● 本市の目指すもの・条例の基本的な考え方と位置付け

本市が目指すべきまちは、先人たちのまちづくりに懸けた思いを胸に、豊かな自然を守り育てながら、活気ある都市として発展させていくため、安全・安心を確保し、さらに市民が互いにふれあい、喜びを分かち合える豊かな地域社会の実現を目指すものである。」とされています。

また、市民がまちづくりの主役「主体者（中心となる人）」であるとの基本的な考え方と自治基本条例が本市における自治の最高規範であること説明しています。

※1 自治…自分たちのことは自分たちの責任において決めて行うことをいいます。

※2 基本理念…物事を成立させるための基本的な考え方。その目的この条例では、本市のまちづくりを進めるための基本的な考え方をいいます。

八潮市自治基本条例の全文は、市のホームページに掲載しています。

